

第 1 回 弘前市宿泊税検討委員会

日時：令和 6 年 3 月 1 9 日（火）

午後 1 時 3 0 分～

場所：弘前市役所市民防災館 3 階防災会議室

次 第

1. 開会

2. 委嘱状交付

3. 市長挨拶

4. 組織会

5. 議題

（1）宿泊税の制度概要及び先行導入自治体の事例等について

（2）宿泊税の導入検討について

6. 閉会

弘前市規則第2号

弘前市宿泊税検討委員会運営規則

(趣旨)

第1条 この規則は、弘前市附属機関設置条例（平成26年弘前市条例第2号）第5条の規定に基づき、弘前市宿泊税検討委員会（以下「委員会」という。）の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(委員)

第2条 委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長)

第3条 委員会に委員長を置き、委員長は委員の互選により定める。

2 委員長は、会議の議長となり、会務を総理する。

3 委員長に事故があるとき又は委員長が欠けたときは、あらかじめ委員長の指名する委員がその職務を代理する。

(会議)

第4条 委員会の会議は、委員長が招集する。

2 委員会は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 委員長は、必要があると認めるときは、委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

(守秘義務)

第5条 委員は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(庶務)

第6条 委員会の庶務は、観光部観光課において処理する。

(委任)

第7条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関して必要な事項は、委員長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、公布の日から施行する。

(最初の会議の招集)

2 第4条第1項の規定にかかわらず、最初の委員会の会議は、市長が招集する。

宿泊税の制度概要及び 先行導入自治体の事例等について

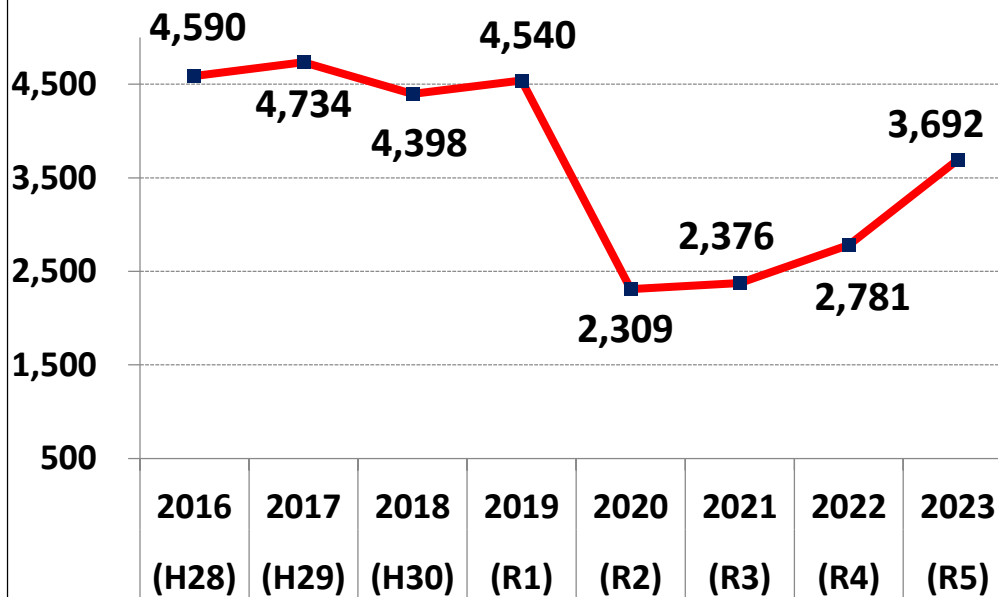
第1回弘前市宿泊税検討委員会
令和6年3月19日

弘前市の観光入込客数・宿泊者数の推移

○新型コロナウイルス感染症の影響により、令和2年の当市の観光入込客数・宿泊者数はコロナ前と比較して約半数まで落ち込んだ。

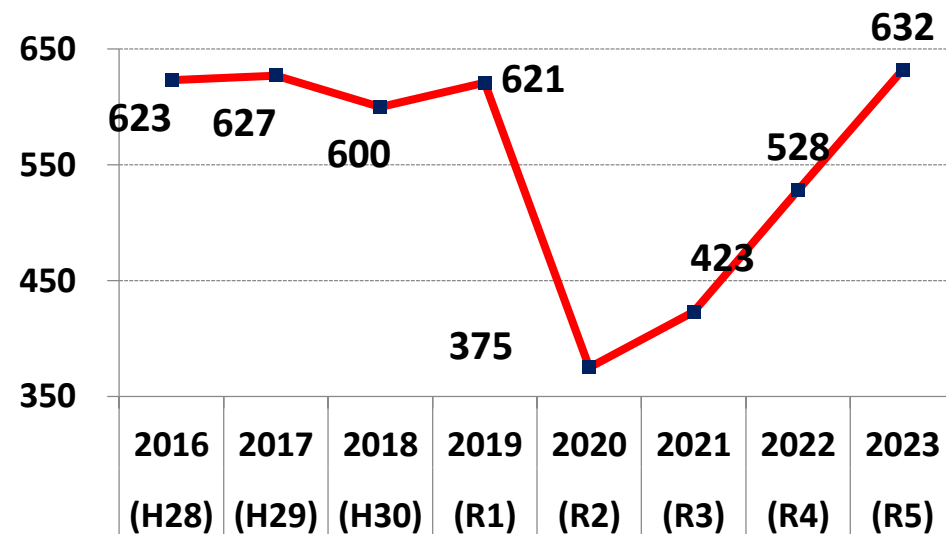
○令和3年以降は観光入込客数・宿泊者数ともに徐々に回復傾向にあり、特に宿泊者数においては、令和5年には新型コロナウイルス感染症流行前の令和元年と比較して増加し、約63万人となっている。

(千人) 観光入込客数の推移



(資料：青森県観光入込客統計)

(千人) 宿泊者数の推移

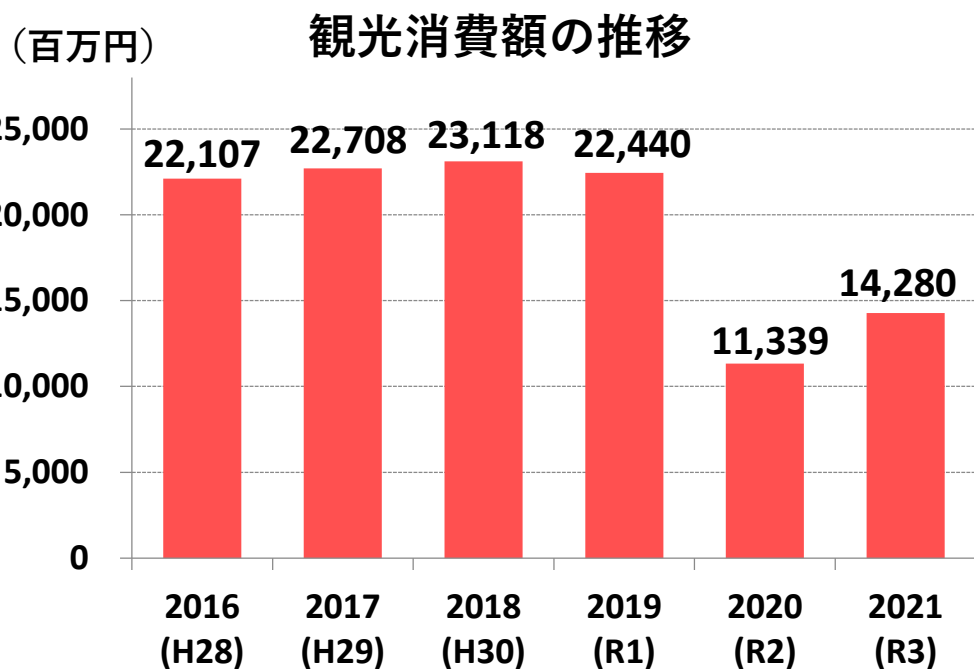


(資料：市観光部)

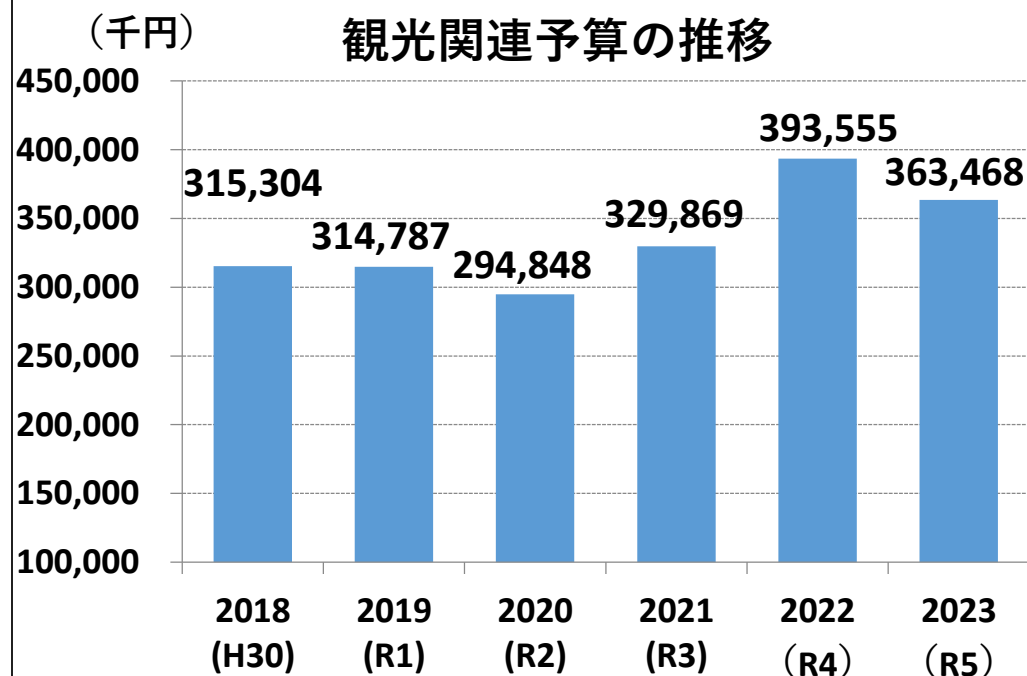
弘前市の観光消費額・観光関連予算の推移

○令和2年の当市の観光消費額も、コロナ前と比較して約半数まで落ち込んだが、令和3年は回復傾向にある。

○観光関連予算については、新型コロナウイルス感染症の影響により、打撃を受けた地域経済の回復を図るための各種事業の実施や、アフターコロナの観光ニーズの変化に対応した施策の展開により増額している。



(資料：「青森県観光入込客統計」を基に市観光部で算出)



(資料：令和5年度弘前市各会計予算書)

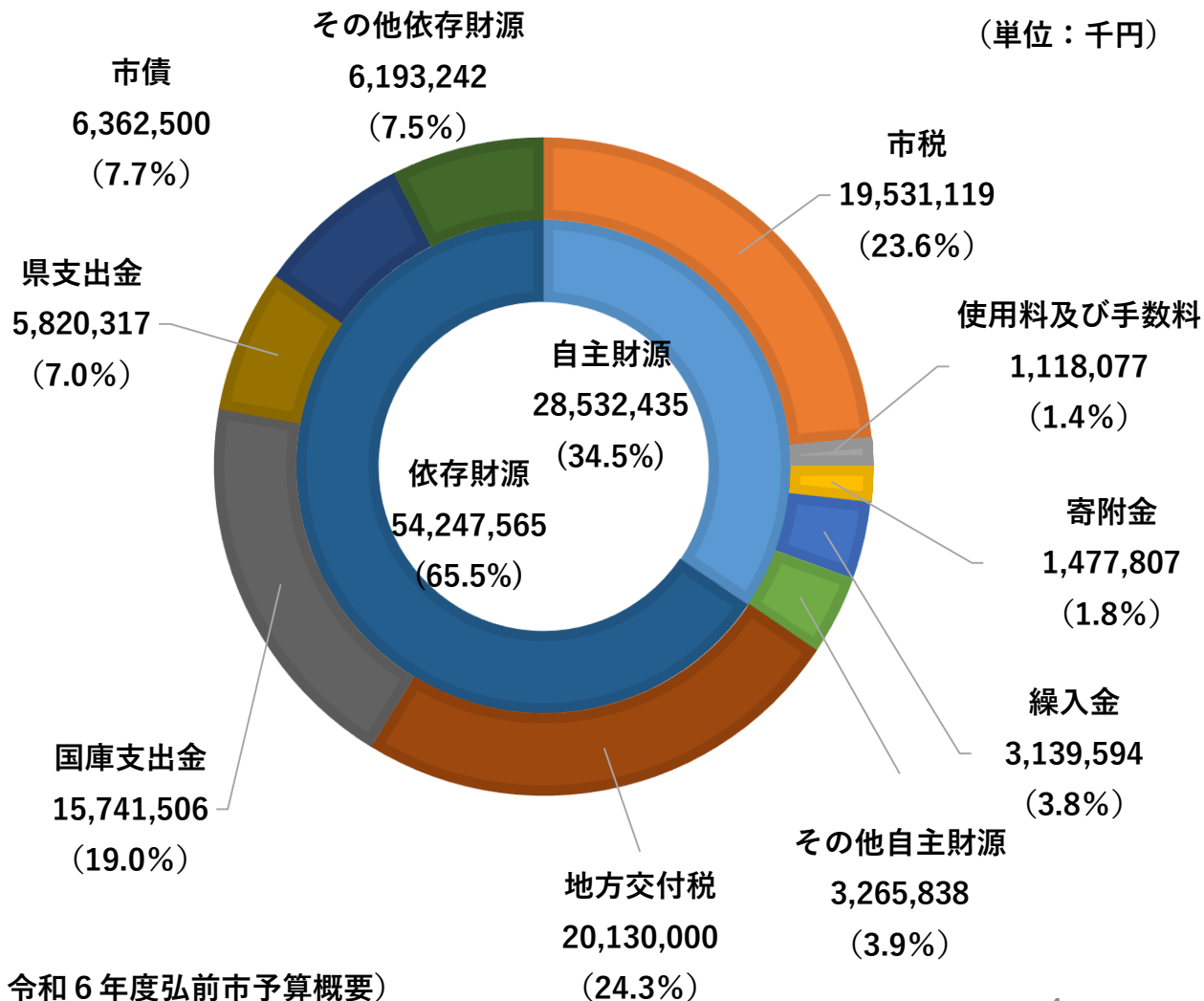
弘前市の財政状況

○ 当市の令和6年度歳入予算の財源は、依存財源（地方交付税・国庫支出金等）が65.5%を占めるのに対し、**自主財源（市税・繰入金・寄附金・使用料及び手数料等）は全体の34.5%**となっている。

○ 観光産業は当市の成長を支える極めて重要な産業である。今後さらに多くの観光客を誘致するためには、観光資源の魅力向上や情報発信、観光客の受け入れ環境の充実を図る必要がある。

○ これらの観光振興に取り組むための財源を安定的に確保していくために、宿泊税の導入について検討するもの。

令和6年度歳入予算財源別グラフ



(資料：令和6年度弘前市予算概要)

宿泊税の概要

○ 宿泊税とは

・ 宿泊税とは、都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため、地方自治体が独自に課税する地方税（法定外目的税）。

・ 市内のホテル、旅館、簡易宿所又は住宅宿泊事業（いわゆる民泊）を行う住宅などの宿泊施設に宿泊料金を支払って宿泊した場合に、課税されるもの。

※市町村は、地方税法第5条第7項の規定に基づき、税の用途が特定されている目的税を課することができる。目的税には、都市計画税、入湯税のように、同法に規定されている法定税のほか、同法第731条の規定により、特定の費用に充てるため市町村が条例で定めることができる法定外目的税があり、宿泊税はこれにあたるもの。

【参考】市税の種類

区分	種類	税目
市税	普通税	<u>市民税（個人・法人）、固定資産税、軽自動車税（環境性能割、種別割）、 鉱産税、特別土地保有税、市たばこ税</u>
	目的税	<u>都市計画税、入湯税</u>

※下線部分は現在、弘前市が課している税

○ 総務大臣の同意について

法定外目的税を創設するにあたっては、地方税法第733条の規定により、総務大臣に対し、法定外目的税の新設または変更をしようとする協議の申出を行う必要がある（条例の可決後に協議の申出を行う）。

【宿泊税の制度設計①】 先行自治体の導入目的について

いずれの導入先行自治体においても、宿泊税の導入目的としては「都市の魅力を高める」、「観光の振興を図る施策に要する費用に充てる」の2点が掲げられている。

先行自治体	宿泊税導入の目的
東京都	「国際都市東京の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
大阪府	「大阪が世界有数の国際都市として発展していくことを目指し、都市の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
京都市	「国際文化観光都市としての魅力を高め、及び観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
金沢市	「金沢の歴史、伝統、文化など固有の魅力を高めるとともに、市民生活を調和した持続可能な観光の振興を図る施策に要する経費」に充てるため。
倶知安町	「世界に誇れるリゾート地として発展していくことを目指し、地域の魅力を高めるとともに、観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡県	「観光資源の魅力向上、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
福岡市	「福岡市観光振興条例に基づき、今後必要となる「九州のゲートウェイ都市の機能強化」、「大型MICE等の集客拡大への対応」及び「観光産業や市民生活に着目した取り組み」に要する費用」に充てるため。
北九州市	「観光資源の魅力向上及び情報発信、旅行者の受入環境の充実その他の観光の振興を図る施策に要する費用」に充てるため。
長崎市	都市の魅力を高め、国内外の人々の来訪及び交流を促進するとともに、観光の振興を図る施策に要する費用に充てるため。

【宿泊税の制度設計②】 課税客体、納税義務者について

導入先行自治体においては、東京都以外の全ての自治体が「ホテル」「旅館」等のほか、「民泊」も課税客体に含んでいる。

納税義務者は宿泊施設への宿泊者、課税標準は北海道倶知安町を除き、宿泊施設への宿泊数としている。

課税自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税客体	東京都内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館	大阪府内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	京都市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	金沢市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	倶知安町内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法の許可を受けたホテル、旅館 ・住宅宿泊事業法の届出をして住宅宿泊事業を行う住宅（民泊）	福岡県内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	福岡市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	北九州市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）	長崎市内に所在する次の宿泊施設への 宿泊行為 ・旅館業法に規定するホテル、旅館、簡易宿所 ・住宅宿泊事業法に規定する住宅宿泊事業に係る施設（民泊）
納税義務者	上記施設への 宿泊者	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
課税標準	上記施設への 宿泊数	同左	同左	同左	上記施設への1人、1部屋又は1棟の宿泊料金	上記施設への 宿泊数	同左	同左	同左

【宿泊税の制度設計③】 特別徴収義務者、徴収方法及び申告期限について

課税自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
特別徴収義務者	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・国家戦略特別区域法第13条第5項に規定する認定事業者（特区民泊事業者） ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者（民泊事業者） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業法第3条第1項の許可を受けた者 ・住宅宿泊事業法第3条第1項の届け出をした者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・宿泊施設の経営者（旅館・ホテル等及び民泊） ・宿泊税の徴収について便宜を有する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業の経営者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者 	<ul style="list-style-type: none"> ・旅館業又は住宅宿泊事業を営む者 ・宿泊税の徴収について便宜を有すると認める者
徴収方法	<ul style="list-style-type: none"> ・特別徴収特別徴収義務者（宿泊事業者等）が宿泊者から宿泊税を徴収し、納入する。 	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左
申告期限	毎月末日までに前月の初日から末日までの間の分を納入 ※一定の要件を満たす場合は、3ヶ月ごとに申告納付が可能	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

【宿泊税の制度設計④】 税額（税率）、免税点について

課税自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	俱知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
税額 (税率)	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊または1部屋1泊または1棟1泊の	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が	1人1泊につき	1人1泊について、宿泊料金が
	①1万円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上：200円	①7千円以上1万5千円未満：100円 ②1万5千円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：300円	①2万円未満：200円 ②2万円以上5万円未満：500円 ③5万円以上：1,000円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円	宿泊料金の2%	200円 ※福岡市、北九州市内の宿泊施設は50円 ※その他、新たに宿泊税を県内市町村が課す場合、100円	①2万円未満：200円 ②2万円以上：500円 (上記いずれも、うち県税50円)	200円 (うち県税50円)	①1万円未満：100円 ②1万円以上2万円未満：200円 ③2万円以上：500円
免税点	1万円	7千円	なし	なし	なし	なし	なし	なし	なし
7千円未満	非課税	非課税	200円	200円	※5千円の場合100円	200円	200円	200円	100円
7千円以上1万円未満	非課税	100円	200円	200円	※7千円の場合140円	200円	200円	200円	100円
1万円以上1万5千円未満	100円	100円	200円	200円	※1万円の場合200円	200円	200円	200円	200円
1万5千円以上2万円未満	200円	200円	200円	200円	※1万5千円の場合300円	200円	200円	200円	200円
2万円以上5万円未満	200円	300円	500円	500円	※2万円の場合400円	200円	500円	200円	500円
5万円以上	200円	300円	1,000円	500円	※5万円の場合1,000円	200円	500円	200円	500円

【宿泊税の制度設計⑤】 課税免除について

課税自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
課税免除			<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する児童、生徒、学生、引率者 		<ul style="list-style-type: none"> ・学校教育法第1条に規定する学校（大学を除く）の修学旅行その他学校行事に参加する幼児、児童、生徒及び引率者 ・倶知安町で職場体験を行う中学校、高校、大学、高専学校、専修学校の生徒又は学生 				<ul style="list-style-type: none"> ・修学旅行などの宿泊を伴う学校行事に参加する児童、生徒並びに引率者 ・部活動又は地域のクラブチームとして、宿泊を伴うスポーツ大会・文化大会に参加する児童、生徒並びに引率者
	・外国大使等の任務遂行に伴う宿泊	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左	同左

【宿泊税の制度設計⑥】 条例施行状況の見直し時期について

先行自治体の例では、施行後3年（または5年）を経過した場合において、社会経済情勢等の変化等を勘案し、検討の必要があると認めるときの期間を条例で設けている。

課税自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
条例明記	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	条例施行後、5年ごと	なし	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後、3年、その後5年ごと	条例施行後3年ごと

【宿泊税の制度設計⑦】 特別徴収交付金について

先行自治体では、宿泊税の申告と納入に要する事務負担を考慮し、併せて特別徴収制度の円滑な運営を図ることを目的として、特別徴収義務者に交付する交付金等を交付している。

課税自治体	東京都	大阪府	京都市	金沢市	倶知安町	福岡県	福岡市	北九州市	長崎市
施行日	平成14年10月	平成29年1月	平成30年10月	平成31年4月	令和元年11月	令和2年4月	令和2年4月	令和2年4月	令和5年4月
名称	宿泊税特別徴収交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税特別徴収事務補助金	宿泊税特別徴収事務交付金	宿泊税特別徴収義務者徴収奨励金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税報奨金	宿泊税特別徴収奨励金
交付額	<p>納付された金額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】100万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更生等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>【交付上限額】200万円</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p> <p>※令和5年度までは上記に申告納入月1月につき1,000円を加算。</p> <p>【交付上限額】前期、後期それぞれ50万円</p>	<p>①すべて納期内完納しているとき 納期内完納額の2.5%</p> <p>②1か月でも納期内完納していないとき 納期内完納額の2.0%</p> <p>③加算金を伴う増額更生等を受けたとき 納期内完納額の1.0%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>(導入から5年間は特例措置として+0.5%、また、福岡県、福岡市、北九州市の独自制度として、交付対象期間における全ての申告を電子申告で行い、かつ、納期内納入した場合は、さらに0.5%を加算)</p>	<p>納期内納入額の2.5%</p> <p>【交付上限額】50万円</p>

【宿泊税の制度設計⑧】 用途について

宿泊税を既に導入している自治体の主な観光振興の取組み

施策項目	事業例	自治体	
受入環境の整備・充実	<ul style="list-style-type: none"> ・観光案内機能の充実 ・タクシー事業者向け多言語対応端末導入補助事業 ・Wi-Fi利用環境整備事業 	東京都 // //	
	<ul style="list-style-type: none"> ・Free Wi-Fi設置促進 ・宿泊施設のおもてなし環境整備促進事業事業費補助 ・トラベルサービスセンター運営負担 ・外国人旅行者安全確保事業 	大阪府 // // //	
	<ul style="list-style-type: none"> ・観光地周辺のトイレ洋式化等の整備・充実 ・市バス、地下鉄の案内表示等の多言語化 	京都市 //	
	<ul style="list-style-type: none"> ・まちなか歩行環境の向上 	金沢市	
	<ul style="list-style-type: none"> ・ユニバーサルデザインタクシー導入促進 	福岡市	
	<ul style="list-style-type: none"> ・グラバー園旧三菱第2ドックハウスのデジタル映像導入等による展示リニューアル ・観光案内所運営費 	長崎市 //	
	観光資源の魅力の増進（磨き上げ）	<ul style="list-style-type: none"> ・水辺の魅力を活かした東京の顔づくり ・隅田川テラスの賑わいの創出、橋梁のライトアップ 	東京都 //
		<ul style="list-style-type: none"> ・大阪ストーリープロジェクト事業 ・ナイトカルチャー魅力創出事業 	大阪府 //
<ul style="list-style-type: none"> ・京町屋、文化財の保全及び継承 ・観光地周辺の無電柱化による景観の保全 ・「夜観光」の魅力アップによる「宿泊観光」の推進 		京都市 // //	
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史的なまちなみや景観の保全、建築文化の発信 ・伝統芸能の支援 ・食文化の継承、振興 		金沢市 // //	
<ul style="list-style-type: none"> ・歴史、文化に配慮した道づくり 		福岡市	
<ul style="list-style-type: none"> ・サステイナブルツーリズムの提供 ・体験商品・長崎グルメ情報の提供 ・長崎さるくの推進 ・ナイトタイムエコノミーの推進 		長崎市 // // //	

【宿泊税の制度設計⑧】 用途について

宿泊税を既に導入している自治体の主な観光振興の取組み

施策項目	事業例	自治体
国内外への情報 (魅力)の発信	・アニメ関連観光情報等発信事業	東京都
	・国内外からの誘客促進事業	大阪府
	・海外への情報発信強化	京都市
	・観光、文化コンテンツの発信力強化事業	〃
	・客層に応じた旅のコーディネート、PRの展開	金沢市
	・祭りの魅力発信事業	福岡市
	・観光ワンストップサイトにおける情報提供	長崎市
	・デジタル広告によるプロモーション ・日本新三大夜景情報提供	〃
MICEの振興	・MICE誘致の促進	東京都
	・MICE誘致対策	京都市
	・コンベンション誘致の促進	金沢市
	・国内を代表するMICE拠点の形成	福岡市
	・MICE向けコンテンツの充実	長崎市
来訪者、市民双方の満足度の向上	・市バス、観光地等における混雑への対応強化	京都市
	・観光客の集中緩和に向けた取組み	〃
	・民泊対策事業	〃
	・交通混雑の解消と安全な歩行環境の確保 ・ポイ捨てなどの迷惑行為の防止	金沢市 〃
緊急時の対応等	倶知安町宿泊税基金	倶知安町
	福岡県宿泊税基金	福岡県
	観光交流基金積立金	長崎市
宿泊税賦課にかかる経費	特別徴収義務者に対する特別徴収奨励金（交付金）	全自治体

【宿泊税の制度設計⑧】 用途について（長崎市）

長崎市は「訪問客への還元」を方針とし、「利便性」「満足度」「再訪意欲」の向上につながる事業に活用されている。また、用途は概ね5つの分類に沿って方針を定めている。

1. サービス向上・消費拡大

サービス向上により、訪問客の滞在時間や消費機会が拡大することで満足度の向上につなげる事業として、主に長崎ならではの朝型・夜型の体験コンテンツの充実に取り組む

2. 情報提供

ICTなどを活用し、訪問客が求める情報を適時提供し満足度の向上に繋げる事業として、主にワンストップの情報提供に取り組む

3. 受入環境整備

施設等の受入れ環境を整え、訪問客の利便性や満足度の向上に繋がる事業として、「観光案内所運営」や「無線LAN」などの整備に取り組む

4. 資源磨き

資源の磨き上げや施設の利活用により、訪問客の満足度を向上させる事業として、主に観光施設のライトアップ整備やユニークベニューの利活用支援事業に取り組む

5. 緊急時の対応等

基金を積み立て、その基金を国内外の人々の交流を促進し、観光需要の回復及び喚起を図るための事業（観光キャンペーン等）に充当

宿泊税賦課費

宿泊税周知に係る広告費や賦課システム等に要する費用